

令和4年長審第8号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、  
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年11月1日23時00分

辰ノ瀬戸

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 19トン

登 録 長 20.35メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 736キロワット

### 3 事実の経過

Aは、平成19年2月に進水し、船体中央部に操舵室を設け、同室前面に窓枠によって4分割された中央の2面に旋回窓を装備する窓ガラス、操舵室前部中央やや右舷寄りに舵輪、その前方にGPSプロッター及び自動操舵装置、左舷側に潮流計、魚群探知機2台、1号レーダー及びソナー、右舷側に2号レーダー及び機関遠隔操縦装置、後方に操縦席をそれぞれ備えた大中型まき網漁業に網船として従事するFRP製漁船で、a受審人ほか7人が乗り組み、操業の目的で、船首0.8メートル船尾2.5メートルの喫水をもって、令和3年11月1日16時00分僚船5隻と共に長崎県神崎漁港を発したのち、僚船と別れて同県生月島東方沖合約2海里の待機場所に向かった。

ところで、辰ノ瀬戸は、生月島と長崎県平戸島の間にある長さ約1,000メートルの水道で、生月島の潮見鼻と平戸島の呼埼間の最狭部には長さ960メートルの生月大橋が架けられ、同橋を支える西側のP5及び東側のP6両橋脚間が可航幅320メートルの航路筋を形成し、P5橋脚西側の水域（以下「辰ノ瀬戸西側水域」という。）には、潮見鼻から西方約1,000メートルの地点にかけて、距岸約200メートルないし約150メートルのところまで、干出浜及びその沖合に水深5メートルの等深線で囲まれた浅礁域（以下「辰ノ瀬戸浅礁域」という。）が拡張し、Aに装備されたGPSプロッターの画面を詳細表示に切り替えることで同浅礁域を表示することができた。

a受審人は、18時30分前示待機場所に到着し、灯船からの魚群探索結果の報告を受けたのち、生月島西方沖合約30海里の漁場で操業を行うことを決め、P5及びP6両橋脚間の航路筋ではなく、漁場への経路を短縮するつもりで辰ノ瀬戸西側水域を経由することとし、22時30分生月港館浦新北防波堤灯台（以下「館浦灯台」という。）

から042.5度（真方位、以下同じ。）2.40海里の地点を発進し、同漁場に向かった。

発進に先立ち、a受審人は、辰ノ瀬戸西側水域を航行した経験があったので、辰ノ瀬戸浅礁域が存在することを知っていたものの、その正確な拡張状況を把握していなかったが、陸岸に近づき過ぎなければ無難に航行できるものと思い、GPSプロッターの画面を詳細表示に切り替えて水深や陰礁域の正確な拡張状況を精査するなど、水路調査を十分に行わず、距岸約200メートルないし約150メートルのところまで、同浅礁域が拡張していることに気付かなかった。

a受審人は、ヘッドアップ表示で12海里レンジ及び0.125海里レンジ各設定としたレーダー2台並びに30海里レンジ設定として辰ノ瀬戸から前示漁場東端に至る範囲を表示させたGPSプロッターそれぞれを作動させ、操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たり、22時47分少し過ぎ館浦灯台から041.5度1.81海里の地点で、針路を辰ノ瀬戸西寄りに向く218度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分1,200にかけ、9.3ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

定針したとき、a受審人は、辰ノ瀬戸浅礁域まで1.98海里のところとなり、その後同浅礁域に向首接近する状況であったものの、このことに気付かずに続航し、23時00分館浦灯台から193度370メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、辰ノ瀬戸浅礁域の干出浜に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力1の北西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期で、視界は良好であった。

乗揚の結果、推進器翼に欠損及び同軸に曲損等を生じたが、のちに修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、生月島西方沖合の漁場に移動するため、辰ノ瀬戸西側水域を経由する予定で同島東方沖合を発進する際、水路調査が不十分で、辰ノ瀬戸浅礁域に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、生月島西方沖合の漁場に移動するため、辰ノ瀬戸西側水域を経由する予定で同島東方沖合を発進する場合、辰ノ瀬戸浅礁域が存在することを知っていたものの、その正確な拡張状況を把握していなかったのだから、GPSプロッターの画面を詳細表示に切り替えて水深や浅礁域の正確な拡張状況を精査するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、陸岸に近づき過ぎなければ無難に航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、辰ノ瀬戸浅礁域に向首進行して同浅礁域の干出浜への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年10月19日

長崎地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁